

議案第60号

委託契約の締結について

次のとおり委託契約を締結する。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 委託業務名  | 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備業務委託            |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約  |
| 3 | 契約金額   | 907,170,000円                                |
| 4 | 契約の相手方 | 岡山市北区下石井2丁目2番5号<br>日本電気株式会社岡山支店<br>支店長 富森章裕 |

令和6年9月2日提出

総社市長 片岡聡一

提案理由

高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備業務については、公募型プロポーザルにより受託候補者に選定した日本電気株式会社岡山支店と委託契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5千万円以上であることから、市議会の議決を得ようとするものである。





# 委託仮契約書



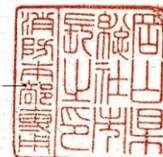
- 1 委託業務名 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備業務委託
- 2 委託場所 総社市小寺377番地 総社市消防本部 外
- 3 委託期間 自 契約発効日  
至 令和8年3月31日
- 4 委託金額 一金 907,170,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 82,470,000円
- 5 契約保証金 一金 免除 円  
契約保証の種類が4, 5の場合は, 免除と記入する。
- 6 契約保証の種類 1 現金 2 有価証券  
(該当する番号 3 銀行等の金融機関の保証 4 公共工事履行保証証券による保証  
に○をする。) ⑤ 履行保証保険による保証

上記委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年8月1日

発注者 住所 総社市中央一丁目1番1号  
総社市  
氏名 総社市長 片岡 聡



受注者 住所 岡山市北区下石井2丁目2番5号  
日本電気株式会社岡山支店  
氏名 支店長 富森 章裕



(総則)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき、発注者又は第5条に規定する監督員の指示監督に従い頭書の委託金額をもって、頭書の期間内に、頭書の委託業務を完了しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括下請負又は一括委任の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の全部を一括して、又は主体的部分を第三者に請け負わし、又は委任してはならない。ただし、あらかじめ、受注者が委託業務を請け負わし、又は委任する第三者を指定して発注者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(一部下請負又は一部委任)

第4条 受注者は、前条ただし書の規定により承諾を得た場合を除き、委託業務の一部を第三者に請け負わし、又は委任したときは、速やかに発注者に届け出なければならない。

2 発注者は、委託業務の遂行につき著しく不相当と認められる下請負者又は受託者があるときは、受注者に対してその変更を求めることができる。

(監督員)

第5条 発注者は、受注者の委託業務の遂行について、自己に代わって監督し、又は指示する監督員を定めることができる。

2 発注者は、監督員を定めた場合には、直ちに受注者に通知するものとする。

(業務主任技術者)

第6条 受注者は、業務の技術上の管理を行う業務主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。業務主任技術者を変更したときも、同様とする。

(委託業務の変更、中止等)

第7条 発注者は、必要がある場合には委託の内容を変更し、又は委託業務の遂行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は委託金額を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、受注者と協議してその損害を負担するものとする。

(受注者の責めに帰することができない理由による委託期間の延長)

第8条 受注者は、委託業務に支障を及ぼす天候の不良その他受注者の責めに帰することができない正当な理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して委託期間の延長を求めることができる。

(検収)

第9条 受注者は、委託業務が完了したときは、その成果品により発注者の検収を受けなければならない。

2 発注者は、検収に当たり必要があるときは、業務主任技術者の説明を求めることができる。

3 発注者は、成果品が検収に合格しなかった場合手直しを命ずることができる。

4 受注者は、前項による手直しを完了したときは、再び検収を受けなければならない。

5 第1項又は前項の規定による検収又は手直しに要する経費はすべて受注者の負担とし、これに要する日数は、遅延日数に算入しないものとする。

6 成果品は、検収に合格したときに受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた損害については、受注者がその費用を負担する。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、前条の規定により引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果品の補修、代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項の契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

3 発注者は、契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(委託代金の支払い)

第11条 受注者は、第9条の規定による検収に合格したときは、所定の様式による請求書により委託代金を請求する。

2 発注者は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託代金を支払わなければならない。

(遅延料)

第12条 頭書の委託期間内に委託業務を完成することができない場合において、委託期間経過後相当の期間内において完成する見込みがあるとき発注者は、受注者から遅延日数に応じ、委託代金に対して年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延料を徴収して委託期間を延長することができる。

(遅延利息)

第13条 第11条第2項の規定による期間(以下「約定期間」という。)内に委託代金を支払わない場合は、受注者は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該委託代金に年2.5パーセントの率を乗じて得た額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの催告を要せずに直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しない場合
- (2) 委託期間内に完成しない場合又は完成する見込みがないと明らかに認められる場合
- (3) 正当な理由なく、第10条の履行の追完がなされない場合
- (4) この契約に違反し、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しない場合(この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である場合を除く。)
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められる場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において、履行部分があるときは、当該履行部分に対する代金相当額を受注者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154条)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(契約の保証)

第16条 受注者は、発注者が契約の保証を求める場合には、この契約の締結と同時に、次の各

号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
  - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が确实と認める金融機関の保証
  - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、委託金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第15条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。ただし、当該増減に係る委託金額が原委託金額の3割以内である場合は、この限りでない。

（契約書作成費用の負担）

第17条 この契約の作成に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

（個人情報の保護）

第18条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（その他）

第19条 この契約書に定めのない事項又はこの契約書に疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（本契約の成立）

第20条 この仮契約書は、総社市契約条例（平成17年総社市条例第61号）第2条の規定による総社市議会の議決の日をもって本契約とみなす。

## 高機能消防指令センター・消防救急デジタル無線システム整備業務の概要

### 1 業務概要

本整備は、迅速・確実な消防体制の継続を図るため、主に119番通報の受付から出動指令等を行う高機能消防指令センターと、消防活動用無線である消防救急デジタル無線システムの更新整備を行うものです。

### 2 更新整備

#### (1) 高機能消防指令センター更新整備

指令装置，表示盤，指令伝送装置，統合型位置情報通知装置，映像通報受信システム，消防用高所監視施設等

#### (2) 消防救急デジタル無線システム更新整備

基地局設備（総社市消防本部基地局，下倉基地局），署所設備，車載無線機，携帯無線機等

### 3 公募型プロポーザル方式による選定の経緯

- |                    |             |
|--------------------|-------------|
| (1) 実施要領等の閲覧・公告期間  | 4月15日～5月21日 |
| (2) 参加表明の受付期間      | 4月15日～4月19日 |
| (3) 参加決定資格通知書の送付   | 4月26日       |
| (4) 企画提案書の提出期限     | 5月21日       |
| (5) 企画提案書プレゼンテーション | 6月6日        |
| (6) 審査結果の通知        | 6月13日       |

### 4 企画提案書の審査項目

#### (1) 技術点（配点3，150点）

主な審査項目

- ア システムの機能に係る要件
- イ システムの性能に係る要件
- ウ システムの信頼性に係る要件
- エ セキュリティに係る要件
- オ システムの移行に係る要件

#### (2) 価格点（配点1，350点）

- ア 初期導入費用
- イ 保守費用等

## 5 審査結果

審査員9人によって採点を行いました。

参加者	評価点 (配点4, 500点)
日本電気株式会社岡山支店	3, 885. 85点
A社	3, 802点

## 6 受託候補者の選定

公募型プロポーザル方式で受託候補者の選定を行い、企画提案書及びプレゼンテーションにおいて、機能性、信頼性、経済性及び大規模災害時の運用等の向上が期待できることが評価され、審査基準に基づく評価点が最も高い提案者であったことから受託候補者として選定しました。

7 参考

高機能消防指令センター 119番通報の受付から出動の流れ

